

令和5年第3回

臨時会会議録

会 期

令和5年8月21日（月）

会 議 日

令和5年8月21日（月）

東串良町議会

令和5年第3回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和5年8月21日 午前10時30分
閉 会 令和5年8月21日 午前10時49分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 西園貞美 7番 前田隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順
副町長	大園保広
教育長	金久三男
総務課長	江口勝志
管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
総務課長補佐	上野史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋啓子 書記 清瀧美東士

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号））

日程第 4 議案第 32 号 令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和5年第3回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 西園貞美議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町一般会計補正予算（第4号））

議 長（田之畑）

日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度東串良町一般会計補正予算（第4号）につきましては、鹿児島地方裁判所令和3年第403号国家賠償請求事件及び福岡高等裁判所宮崎支部令和5年第7号国家賠償請求控訴事件について、判決が確定したことに伴い、損害賠償金及び遅延損害金の支払いに補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

## 会 議 の 経 過

### ◆ 日程第4 議案第32号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第32号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第32号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,997万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今回の事象が発生した要因は、調査されていらっしゃるのでしょうか。用地費の計上も見られますが、緊急性があり現在の施設での修繕、改修では対応できないほどの状況であるか尋ねます。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

8月9日の全協でもお話しをいたしましたとおり、修理が屋根また浄化槽、また室内の調理室の床等の修理が多なために、金額が加算するというところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

## 会 議 の 経 過

### 2 番 (小 川)

この事象の報告はいつあったものでしょうか。その際に、議会や保護者に報告があったか尋ねます。

### 議 長 (田之畑)

管理課長。

### 管理課長兼学校給食共同調理場所長 (中小野田)

現段階では、保護者の方々には説明はしておりません。議会につきましては、この前の8月9日で説明したとおりでございます。

以上でございます。

### 議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

### 2 番 (小 川)

この報告がいつあったのかというところがお答えいただけなかったので、その答えとあと、この事象の報告から現在の子供たちの食の安全について確保できているのか。今後、建設までの期間、子供たちの食の安全についてどのように対応されていくのか尋ねます。

### 議 長 (田之畑)

管理課長。

### 管理課長兼学校給食共同調理場所長 (中小野田)

建設までの期間は、今年度設計をいたしまして来年度工事というふうに考えております。また、その期間の給食の提供につきましては、給食会と協議をしながら提供できるように考えております。

以上でございます。

### 議 長 (田之畑)

他に質疑はありませんか。

4番 瀬戸山議員

### 4 番 (瀬戸山)

この前もちょっとそこの協議会で言わせていただいたんですけど、これから学校給食のあり方というのは、すごく重要になってくるんじゃないかということをおっしゃっていただきました。食と農について、そして食育について、ますますこの頃は学校給食、国

も完全無償化にどうのこうのと話も出てますので、これから重要な学校教育の場でも地位を占めてくるんじゃないかと思います。言葉は悪いんですけど、やはり10億も超えるという話を聞きましたけども、学校給食のあり方について、まず箱ものありきで先行しているような気がします。それでこの前も言わせていただいたことなんですけど、学校給食のあり方について給食センターでつくるのであれば、そのコンセプトを町民の皆さまに問い合わせ、言いましたけど、学校給食のあり方についてパブリックコメントを求める必要があるんじゃないかと。これを今言うきっかけとなったのは、パンを焼く機械はつくるんですかと言えば、作りません、てそういう箱ものの先行する形でそういう話が決められているのは、ちょっと心外でした。だから、町長自らが学校給食半減いろいろやってますけど、学校給食をこれから真剣に考えるのであれば、パン焼き機はのっけからつくらないとかそういう話じゃなくて、もうちょっと学校給食審議会でしたっけ、そういうところとも、よく討議しながら、町民の皆さんのこれから学校給食のあり方を聞いてから決めたほうが良いんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃるとおりだろうと思いますけれども、パンとか菓子パンは家庭内で一応いっぱい買っていますので。できたら、我が町この町章もそうですが、我が町お米の町です。そして地産地消ということで、なつほのかのお米についても全量我が町の町産を使っております。青果物についても町内産、県内産を優先としながらも国内産のものにこだわっております。精肉についても県内産の発注を行っております。また地産地消に少しでも取り組めるように努めているところでございます。その他の物資についても県学校給食など、県内業者を活用し、安心安全な食材購入を行っております。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

質疑ですからね。討論みたいになってしまうから、そこを気をつけてやってくださいよ。

4 番（瀬戸山）

似たようなことですけどね。最後、とにかく言いたいのは、パブリックコメントを町民の皆さんにうってくださいよ、ということです。学校給食のあり方について、ソフトの部分からはしらないと、ハード面からいつもというわけではないんですけど、ちゃんと十何億予算をつけるのであれば、絶対必要ではないかなという気がしてますけど、以上です。



議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども管理課長のほうから話がありましたが、本当これ唐突ですね、米飯給食をやるということですね、そういう施設をつくろうということから発端となって調査しましたところが、そういう状況が出てきたんです。もともとあそこは不毛な地というか、水田で一年中水が出てきた土地だったものですから、そこを埋め立てたのが原因だろうと思いますけれども。それからの地下水の上昇というか、場所が場所だっただけにそういうことが出てきたんだらうと思っております。それと、いろんなおいて、それを加味して、物が老朽化ではないけれども、ものすごく出てきたのがああいふ状況です。それと屋根については、この役場下ですけれども、竹林があつてですね、台風のたびに、雨漏りというか、笹で詰まっていってしまうものですから、現状がすごいところがあります。

だから一刻も急ぐというか、我が未来を背負う子供たちのため、どうか御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

他にありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ですから、さっき管理課長の話ではありませんけれども、まだ町民の皆さんにはそこはお伝えしていないということでしたけれども、やっぱそれをやって、さっき言ったように学校給食のあり方を町民の皆さんに問いただしていただきたい。それです。

町長今お願いという形でしたけれど、どうですか。パブリックコメントを町民の皆さんにうつように段取りしてもらえますか、もらえませんか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

はい。確かに町民の意見、児童生徒の意見、大事なことだろうと思いますが、この施設自体が町民が使う施設ではございませんし、そこで調理をし、安心安全な給食を提供する場でございます。その給食の献立の部分等につきましては、栄養士の先生が栄養管理基準に基づいて献立を立て提供していくものと思っておりますので、ただ、我々といってみましたは、パブリックコメントをしたからどうこうという部分には、ちょっとそぐわないのかなというふうに考えておりますので、現在そのような考えは持っておりませ

ん。

以上です。

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今質疑の方をいただいて、どうしようか迷っていたんですけども、やはり課長の説明のあったとおり、要因について修理が屋根や浄化槽、室内などの修繕などで金額が上がる可能性があるというような御説明をいただきました。

また町長からも台風のたびに屋根に草や竹の葉が積もって雨漏りをするなど緊急性があるようなことの説明をいただきました。

しかし、大事な要因の調査というのは行われていないと感じます。要因の調査を行わずに、どのように町民に納得のいく説明をするのか。要因が分からなければ対処の方法も検討できないのではないかと感じます。検討のないまま今回の予算提出とし、予算に承認を諮ることに疑問を感じます。現状を確認し、今回の移設についてはとても必要だと感じていますが、数点確認できないこともあり、疑義の残る案件であるため、今回の議案提出については、やはり個人的ですが十分な説明責任が果たせないと考えるため、反対の立場としてとらせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

次に賛成者の発言を許します。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

私は、議案第32号に賛成の立場で討論をいたします。

私たち議員は、先般、関係課長より説明を受け、今どのような状況下にあるのか理解をいたしました。また、現場での説明も受けました。食の安全安心とは食品だけではないというふうに思っております。その食品を使って調理する現場そのものを含めたものが安全安心な食品の提供ではないかというふうに考えております。

今まで食中毒が出なかったのが不思議なぐらいだよねというのをば、同僚議員とも話をしてきました。そして、こういう場所で食の提供をするということは、大変疑問に思いますし、一日も早く改善すべきところであるというふうに私は思っております。

そうしてこそ、子供たちに安全安心な食の提供ができるのではないかとこのところ、よって、私はこの案件につきましては、賛成をいたします。

討論を終わります。

議 長（田之畑）

他に討論はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今総務課長の話を聞いて、ちょっとショックを受けたところであります。やはり、さっき言いましたように、この大事な食と農を踏まえた学校給食のあり方というのは急げば急ぐほど、今急がないといけないということでしたけど、そうであればあるほど緊急に町民の皆さんに訴えていくべきではないかと。それができないのであれば、反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員ね、条件付きのというのは無いんだよ。それはルールとしてね。だから、そういうのはやめてくださいよ。間違ってますからね。

他に討論はありませんか。

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

私は、議案第32号につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

現場を見せてもらいました。動画もを見せてもらいました。もし万が一、給食センターがもし雨漏りなんかで稼働できない事態が発生したときは、父兄にものすごく負担がかかると思います。一日、二日で済めばいいですけど、これが二十日なり一カ月なりに給食センターが動かない場合は、父兄の方は大変困ると思います。弁当を持たせてやってですね。だから、この案件は早急に一日でも早くつくり替えることが大事だと思っております。

以上、賛成の立場で討論を終わります。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時49分